

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5409E(2)

アクリルニトロセルロース系  
ラッカー用シンナー

制定 昭和49. 11. 28

改正 平成28. 3. 17

(THINNER, DOPE AND LACQUER)

この改正票は、DSP K 5409E (アクリルニトロセルロース系ラッカー用シンナー)についてのもの  
あり、DSP K 5409E (1)を含め、累積記載されている。この改正票は、DSP K 5409E  
と併用される。

1.3 引用文書

a) 規格 中

“JIS K 5600-2-4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節:密度”を“JIS  
K 5600-2-4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節:密度(ピクノメータ法)”に改め  
る。

1.3 引用文書 に次の項目を追加する。

a) 規格

JIS Z 1516 外装用段ボール

付表1—品質

項目 密度(23℃)g/ml

試験方法 中 “JIS K 5600-2-4の比重瓶法による。”を“JIS K 5600-2-4のピクノメータ  
法による。”に改める。

アクリルニトロセルロース系  
ラッカー用シンナー

制定 昭和49. 11. 28

改正 平成22. 5. 18

(THINNER, DOPE AND LACQUER)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、アクリルニトロセルロース系ラッカーを希釈するのに用いるアクリルニトロセルロース系ラッカー用シンナー（以下、シンナーという。）について規定する。

## 1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

| 製品の呼び方                 | 物品番号            |
|------------------------|-----------------|
| アクリルニトロセルロース系ラッカー用シンナー | 8010-002-2526-5 |

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

- J I S K 1514 酢酸ブチル  
J I S K 2435-2 ベンゼン・トルエン・キシレン－第2部：トルエン  
J I S K 2435-3 ベンゼン・トルエン・キシレン－第3部：キシレン  
J I S K 2513 石油製品－銅板腐食試験方法  
J I S K 5600-1-1 塗料一般試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法）  
J I S K 5600-1-2 塗料一般試験方法－第1部：通則－第2節：サンプリング  
J I S K 5600-2-4 塗料一般試験方法－第2部：塗料の性状・安定性－第4節：密度  
J I S K 5601-1-1 塗料成分試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法）  
J I S K 5601-1-2 塗料成分試験方法－第1部：通則－第2節：加熱残分  
J I S K 5601-2-1 塗料成分試験方法－第2部：溶剤可溶物中の成分分析－第1節：酸価（滴定法）  
J I S P 3801 ろ紙（化学分析用）  
J I S Z 1506 外装用段ボール箱  
J I S Z 1507 段ボール箱の形式  
J I S Z 1602 金属板製18リットル缶  
N D S Z 0001 包装の総則

## b) 法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）  
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

## 2 製品に関する要求

## 2.1 組成

シンナーの組成は、表 2 による。

表 2 - シンナーの組成 (質量比)

| 組 成  | 配 合 割 合 |
|--|---------|
| 酢酸ブチル又は酢酸イソブチル(J I S K 1 5 1 4)              | 45±1    |
| エチレングリコールモノブチルエーテル <sup>a)</sup>             | 5±0.1   |
| トルエン(J I S K 2 4 3 5 - 2)                    | 45±1    |
| キシレン(J I S K 2 4 3 5 - 3)                    | 5±0.1   |
| 注 <sup>a)</sup> エチレングリコールモノブチルエーテルは、表 3 による。 |         |

表 3 - エチレングリコールモノブチルエーテル

| 項 目              | 規 定                     |       |
|------------------|-------------------------|-------|
| 外観               | 無色透明で、浮遊物及び沈殿物がないものとする。 |       |
| 臭気               | 特有の臭気で異臭がないものとする。       |       |
| しみ               | しみが残らないものとする。           |       |
| 密度 (23 °C) g/ml  | 約0.90                   |       |
| 蒸<br>留<br>試<br>験 | 初留点 °C                  | 116以上 |
|                  | 5 %留出温度 °C              | 168以上 |
|                  | 95 %留出温度 °C             | 172以下 |
|                  | 乾点 °C                   | 173以下 |
| 蒸発残分 %           | 0.5以下                   |       |
| 水分 %             | 0.2以下                   |       |
| 酸度(酢酸換算) %       | 0.01以下                  |       |

## 2.2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

## 3 品質保証

## 3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

## 3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 及び J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 による。

## 3.3 試料採取方法

検査のための試料の採取方法は、J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 による。

## 4 出荷条件

## 4.1 容器

容器は、J I S Z 1 6 0 2 に規定する金属板製18リットル缶又は同等品<sup>1)</sup>とし、ふたは J I S Z 1 6 0 7 のB形

とし、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製4リットル缶（ふたは、J I S Z 1 6 0 7のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものを使用する場合は、調達要領指定書による。

注<sup>1)</sup> 形状、寸法、材質等が同等な容器であって、危険物の規制に関する規則第41条～第43条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第8条に定める基準に適合するもの

#### 4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は1個とする。
- b) 段ボール箱は、J I S Z 1 5 0 6に規定する外装用段ボール箱とし、**図1**を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、J I S Z 1 5 1 6の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、J I S Z 1 5 0 7の0502とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

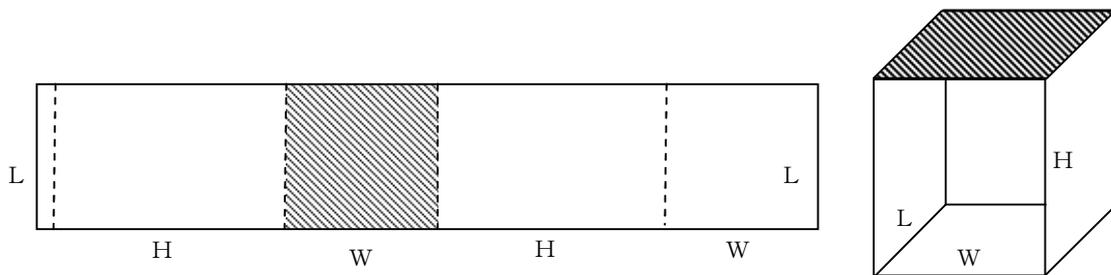


図1－外装用段ボール箱

#### 4.3 表示

容器の表示は次による。

- a) N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

#### 4.4 納入単位

納入単位は、23℃における容量(L)とする。

付表 1－品質

| 項 目                            | 規 定                         | 試 験 方 法   |
|--------------------------------|-----------------------------|---|
| 透明性                            | 透明であること。                    | 試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm,長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ拡散日光の下で調べる。   |
| 色                              | 標準液 <sup>a)</sup> より濃くないこと。 | 試料と標準液 <sup>a)</sup> とを、それぞれ径の等しい無色透明で肉の薄い別々の試験管に入れ、これを並べて拡散日光の下で、側面から透かしてみても色を比べる。   |
| 臭気                             | 臭気が残らないこと。                  | J I S P 3 8 0 1 のろ紙に試料を数滴たらし、乾燥した後臭気が残っているかどうかを調べる。   |
| しみ                             | しみが残らないこと。                  | J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。  |
| 銅板腐食(50±1 °C)                  | 2以下                         | J I S K 2 5 1 3による。   |
| 加熱残分 %                         | 0.5以下                       | J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 に準じて試験する。試料100 mlの質量 $m_1$ を量り取り、25 mlになるまで蒸留する。これを質量の分かっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2 °Cの乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量 $m_2$ を測定する。<br>$NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに、NV：加熱残分<br>$m_1$ ：試料の質量(g)<br>$m_2$ ：残留物の質量(g) |
| 硫黄分                            | 硫黄分は含まないこと。                 | 試料の蒸留の際に、凝縮管の端に酢酸鉛を湿らせたろ紙とよう化カリウムを湿らせたでんぷん紙をつるし、変色の有無を調べる。両方の試験用紙が変色しなければ“硫黄分は含まない。”とする。  |
| 酸価                             | 0.3以下                       | J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 による。  |
| 密度 (23 °C) g/ml                | 0.83～0.88                   | J I S K 5 6 0 0 - 2 - 4 の比重瓶法による。   |
| 注 <sup>a)</sup> 標準液は、脱イオン水とする。 |                             |   |